

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限等の指定について

令和 6 年能登半島地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和 6 年厚生労働省告示第 3 号）により、富山県及び石川県に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、当該期日について、石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（令和 7 年厚生労働省告示第 240 号）が告示され別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので了知されたい。

記

1 延長後の納期限

令和 7 年 10 月 31 日

2 延長後の納期限が定められた対象地域

	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※ 富山県全域、石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町については、令和 6 年 6 月 14 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 218 号により納期限を令和 6 年 7 月 31 日に指定済み。。七尾市、羽咋郡志賀町については、令和 6 年 12 月 9 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 362 号により納期限を令和 7 年 1 月 31 日に指定済み。

3 対象となる保険料等

令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までに納期限が到来する保険料等
(令和 5 年 11 月分から令和 7 年 8 月分までの保険料等)

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限等の指定について

令和 6 年能登半島地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和 6 年厚生労働省告示第 3 号）により、富山県及び石川県に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、当該期日について、石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（令和 7 年厚生労働省告示第 240 号）が告示され、延長後の納期限等は下記のとおりとなるので、それ以降は必要な対応を実施されたい。

記

1 延長後の納期限

令和 7 年 10 月 31 日

2 延長後の納期限が定められた対象地域

	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※ 富山県全域、石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町については、令和 6 年 6 月 14 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 218 号により納期限を令和 6 年 7 月 31 日に指定済み。七尾市、羽咋郡志賀町については、令和 6 年 12 月 9 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 362 号により納期限を令和 7 年 1 月 31 日に指定済み。

3 対象となる保険料等

令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までに納期限が到来する保険料等
(令和 5 年 11 月分から令和 7 年 8 月分までの保険料等)

○厚生労働省告示第二百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十

都道府県名	地
石川県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町

令和七年九月十二日 厚生労働大臣 福岡 資麿

十五年法律第二百二十三号）第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和六年厚生労働省告示第三号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所又は主たる厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所又は主たる事務所に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは令和六年一月一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、同年十月三十一日とする。